

第2次千葉県文化芸術推進基本計画

～誰もが文化芸術に親しめる千葉～

(令和7年度～13年度)

(最終案)

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 文化芸術の考え方.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の対象とする文化芸術の範囲.....	2

第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化.....	3
2 前計画期間中の取組状況.....	6
3 各種調査の結果（抜粋）.....	14
4 取り組むべき課題.....	22

第3章 施策の方向性

1 目指す姿.....	23
2 基本指標.....	23
3 本計画を推進するための「3つの視点」.....	24
4 施策体系図.....	25

第4章 施策の内容

施策の柱 1 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実.....	26
施策の柱 2 文化芸術を通じた連携・協働.....	32
施策の柱 3 多様な伝統文化の保存・継承・活用.....	36
施策の柱 4 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信.....	40

第5章 推進体制・進行管理

1 関係機関等との連携.....	44
2 計画の進捗状況の評価等.....	45
3 計画における指標について.....	46

第1章 計画の策定にあたって

1 文化芸術の考え方

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものであり、個人や様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなるものです。

文化芸術と聞くと、長い歴史があり世の中に認められているもの、身近なものでないという印象を持つ方もいると思いますが、文化芸術は身近な日常の中にも存在しています。

例えば、映画やアニメ、漫画、ポピュラー音楽などを観たり、聴いたりして心が揺さぶられることも文化芸術に触れることであり、地域の祭りで神輿を担ぐことや旅行等でその土地の様々な生活や文化を体験すること、SNS等で誰かに伝えたいという思いで写真や動画などを投稿することなども文化芸術活動です。

文化芸術に触れ、そこに自分自身が何かを感じ、それを誰かに伝えることは、それはもう自己表現であり、そして、文化芸術は、表現を通じて進化していきます。

県では、県民のみなさん誰もが文化芸術に触れ、誰もが自信を持って表現できるよう、文化芸術の発展につなげる取組を進めていきます。

2 計画策定の趣旨

これまで県では、「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、平成23年に「ちば文化振興計画」を、平成28年に「第2次ちば文化振興計画」を策定しました。

その後、平成30年の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」（以下、「条例」と言う。）の制定を受け、令和4年には条例第7条に基づく計画として「千葉県文化芸術推進基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の5類移行や「博物館法」の改正、「千葉県誕生150周年記念事業」の開催など、文化芸術を取り巻く状況には様々な変化がありました。

また、本県では文化芸術に触れ自ら取り組む場や機会の不足や、文化芸術は身近なものではないという印象、文化芸術活動の担い手やそれを支える人材やノウハウの不足などの課題が見えてきました。

加えて、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための普遍的な国際目標であるSDGs¹（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向け、「質の高い教育をみんなに（目標4）」や、「住み続けられるまちづくりを（目標11）」などを視野に入れた取組も進めています。

そこで、これらの変化や課題に対応し、誰もが文化芸術に親しめる千葉を目指し、文化芸術の振興に取り組む施策を展開するため、第2次千葉県文化芸術推進基本計画を策定します。

¹ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）：平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030のアジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

3 計画の位置付け

- ・ 文化芸術基本法 第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」
- ・ 千葉県文化芸術の振興に関する条例 第7条に定める「文化芸術推進基本計画」
- ・ 千葉県総合計画の分野別計画

4 計画の期間

令和7年度から令和13年度の7年間とします。

5 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で規定されている以下の分野を対象とします。

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。））
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術）
- ・ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 文書等（郷土についての歴史的価値がある文書及び記録）
- ・ 郷土芸能（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能））
- ・ 地域固有の文化（地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化）
- ・ 歴史的又は文化的景観

第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

文化芸術を取り巻く社会情勢の変化として、県民が文化芸術に触れ、自ら取り組む場や機会の不足や少子高齢化等により文化芸術の担い手不足が課題となっている一方で、平成23年の東日本大震災や、令和元年の房総半島台風・大雨被害、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティの再生のきっかけとなるなどの役割が再認識されるとともに、文化芸術の鑑賞・表現手段においてオンライン（ICT²）の活用が一層進むなどの変化がありました。

また、令和5年6月から1年間にわたって千葉県誕生150周年記念事業を開催し、県内全域で、県内全市町村をはじめとした様々な主体が、本県ならではの新しい芸術祭など、地域の文化資源や観光資源を活用した様々なイベント等を実施したことから、県内外の方々に改めて千葉の魅力を認識していただく機会になったとともに、事業を通じて再認識された千葉の魅力や多様な主体による連携等の財産を着実に次世代に引き継いでいくことで、引き続き、千葉ブランドの創出・向上につなげていくことが期待されています。

なお、文化芸術施策に関わる国及び県の動向としては、次のようなものが挙げられます。

（1）国の動向

ア「文化芸術基本計画（第2期）『価値創造と社会・経済の活性化』」の策定

令和5年3月に、「文化芸術推進基本計画（第2期）『価値創造と社会・経済の活性化』」が策定され、国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題をもとに、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において推進する4つの中長期目標、7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されました。

イ「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

令和5年3月に、「障害者による文化芸術の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定され、障害者芸術推進法に定められた11の施策について、前計画の取組状況や基本的な方針（障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化、地域における障害者の作品等の発表等による住みよい地域社会の実現）を踏まえながら、今後5年間（令和5年度から令和9年度まで）において総合的かつ複合的に推進する施策項目が示されました。

ウ「博物館法」の改正

令和4年4月に「博物館法」が改正されました。この改正は、平成29年に制定された文化芸術基本法において、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置付けられ、博物館の活動が文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されたこと等、博物館に求められる役割が多様化・

² ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称

高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直し、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定が整備されました。

これにより、県では博物館資料のデジタル・アーカイブ化や、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むこととしています。

エ 「文化財保護法」の改正等

令和3年4月に「文化財保護法」が改正されました。この改正は、文化芸術基本法の制定やユネスコ無形文化遺産保護条約の発効などを契機とした無形の文化財の保護についての認識の高まりや、生活様式の変化、少子高齢化等の影響による担い手不足と新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化財の継承活動への深刻な影響など、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、国の文化財登録制度の分野の拡充（無形文化財及び無形の民俗文化財）及び地方公共団体による登録制度が法制化されました。

これにより、県では令和4年3月に「千葉県文化財保護条例」の改正を行い、また、令和5年1月には「千葉県文化財保存活用大綱」を改正しました。

オ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定

令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。このガイドラインは、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営等や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等について国の考えが示されました。

これにより、本県でも令和5年3月に「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、学校を含めた地域全体におけるスポーツ・文化の整備のあり方や、新たな地域クラブ活動を推進するための考え方を示しました。

（2）県の動向

ア 組織改正

令和4年度に、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かしてスポーツと文化を振興し本県の発展につなげていくため、環境生活部に「スポーツ・文化局」を新設しました。

局には、県民生活・文化課から文化部門、教育庁文化財課から学芸部門を移管し、「文化振興課」を新設するとともに、教育庁から博物館施設（美術館、中央博物館、現代産業科学館、関宿城博物館、房総のむら）を移管し、文化芸術振興の一体的な推進を図ります。

イ 「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」の策定

美術館及び博物館を取り巻く情勢の変化や、それぞれ求められる役割の多様化等に対応し、更なる魅力向上と活性化を図るため、今後の運営方針として令和6年3月に「千葉県立美術館活性化基本構想」及び「千葉県立中央博物館みらい計画」を策定しました。

「千葉県立美術館活性化基本構想」では、県民に寄り添った魅力ある美術館として生まれ変わるため、「アートを問う」を理念とし、美術館が、人々が行き交い対話する場となり、千葉から未来へ新たな文化をつむぐことを目指しています。

また、「千葉県立中央博物館みらい計画」では、中央博物館が、県内博物館の中心となり、自然と歴史、文化に関する県民の知的需要にこたえ、生涯学習及び地域づくりに貢献し、ひいては科学の進歩・社会の発展に寄与することを目的としています。

ウ「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の施行

令和6年1月に「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。

この条例は、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成を総合的に推進することを目的とし、基本理念、県の責務及び県民等の役割を定めています。

2 前計画期間中の取組状況

(1) 前計画の取組

前計画では、あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境をつくり、観光やまちづくり等の他分野との連携による新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくりをすることで、県民が心豊かに暮らせる活力ある地域社会を実現するため、次の5つの施策の柱を立て、各種取組を行い、進捗状況については、「千葉県文化芸術推進懇談会」における有識者からの意見聴取や千葉県総合計画の施策評価制度により評価し、公表を行ってきました。

また、県民の文化芸術活動の状況については、「県政に関する世論調査」などを通して、意識調査を行いました。

○ 前計画における施策の柱

- 柱1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり
- 柱2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり
- 柱3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり
- 柱4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり
- 柱5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

(2) 前計画の基本指標

目指す姿：あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む心豊かな県民生活と活力ある地域社会

基本指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合※ (オンラインでの鑑賞を含む)	75.0%	71.8%	74.0%	76.7%
この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある県民の割合※ (オンラインでの活動を含む) (「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む)	50.0%	—	24.3%	28.0%

※県政世論調査の結果による。

文化芸術を「鑑賞した県民」の割合は76.7%となり、目標を上回る結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行（R5.5）に伴い、イベント等が再開され、人々が外出するようになったことや、鑑賞環境の変化（新型コロナウイルス感染症の影響等による）により、オンライン等で気軽に鑑賞できる機会が定着してきたことから、実績が伸びたものと考えられます。

また、「活動した県民」の割合は28.0%となり、計画初年度よりも増加していますが、目標の半分程度という結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベント等が再開され、人々が外出するようになったことや、活動環境の変化により、オンライン等で気軽に活動できる機会が定着してきたことから実績が伸びたものと考えられますが、一方で、本調査の中で活動しなかった理由としては「時間が無い」と回答した方が約3割と一番多く、次に「興味のある活動がない」、「活動に関する情報を得られない」となっており、目標まで届かない理由と考えられます。

本指標は、県政世論調査（「3 各種調査の結果（抜粋）」参照。）の結果ですが、一方で「県民への意識調査」において文化芸術を鑑賞しなかった方に普段の余暇時間に何を行っているか聞いたところ、「テレビ」、「ゲーム」、「動画配信サービス」、「読書」「音楽鑑賞」など、文化芸術に関する鑑賞や活動内容を回答した方もいたことから、「文化芸術」の範囲を狭く捉えている人が多いと考えられます。

第2次計画では、文化芸術の裾野を広げることや、誰もが楽しみながら自己表現できる環境づくりを進めることを基本施策や取組内容に取り入れるとともに、活動に関する情報の発信等についても引き続き行っていく必要があります。

(3) 前計画における5つの施策の柱ごとの取組と課題

【施策の柱1】

あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり

文化芸術活動を行う県民の自主性や創造性が十分尊重されるとともに、障害の有無や年齢等に関わらず、誰もが文化芸術活動に参加したり鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成を行うとともに、文化芸術活動の拠点である文化施設等の利用環境の充実を図りました。

成果指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術を鑑賞した人数 （オンラインの視聴者数を含む）	増加を 目指す※	—	2,789,759 人	4,219,460 人
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術活動を行った人数 （発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等） （オンラインの活動を含む）	増加を 目指す※	—	496,153 人	575,757 人

※計画の進捗状況調査の結果による。

※計画初年度である令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指す。

文化芸術を「鑑賞した」「活動を行った」人の数は、令和4年度の実績値より増加しました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベント等が再開され、人々が外出するようになったことや、環境の変化によりオンライン等で気軽に鑑賞・活動できる機会が定着してきたこと、千葉県誕生150周年記念事業をはじめとした様々な文化芸術に触れるイベント等が増加したことや、障害の有無や年齢等に関わらず鑑賞・活動する機会の提供を行ったこと、「ちば文化資産」を活用したアウトリーチコンサートや市民参加型のワークショップの開催等により、身近に文化芸術に親しめる取組を実施したことで、鑑賞する人・活動する人が増えたものと考えられます。

第2次計画においても、引き続き誰もが文化芸術を実践し鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成・支援を行うとともに、身近な日常の中にある文化芸術にもスポットを当て、文化芸術の裾野を広げることで、誰もが文化芸術の鑑賞や自己表現を行いやすくなるための基盤を整備していく必要があります。

【施策の柱2】

ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり

県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し未来に継承することで県民の郷土への愛着と誇りの醸成につなげるため、ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供や、地域の関係者・関係機関と連携し、地域の伝統文化の保存・継承・活用を図るとともに、文化財や文化的景観等の保存・活用に努めました。

成果指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、 <u>伝統文化事業の鑑賞者数</u> (オンラインでの視聴を含む)	増加を目指す※	—	414,913 人	574,197 人
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、 <u>伝統文化体験事業の参加者数</u> (オンラインでの体験行事を含む)	増加を目指す※	—	43,045 人	71,323 人

※計画の進捗状況調査の結果による。

※計画初年度である令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指す。

伝統文化事業の「鑑賞者数」及び「参加者数」は、令和4年度実績よりも増加しました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベント等が再開され、人々が外出するようになったことや、「ちば」の文化芸術発信事業においては、千葉県誕生150周年記念事業と連動した著名人による歌舞伎舞踊公演や狂言公演などを実施しており、こうした取組が増加した要因と考えられます。

一方で、「県民への意識調査」では、「自分の地域に伝統芸能があるかどうか知らない」という回答が4割を超え、前回調査よりも増加した（前回：3割程度）ことや、地域に伝統芸能があると知っている人のうち、「参加しているが続けたくない」、「参加していないし今後も参加したくない」との回答が合わせて約7割と多く、その理由は「知っているが興味がない、または楽しくないから」が2割台半ばで最も多かったことから、県民が地域固有の伝統文化へ関心を持ち、参加したくなるような工夫が必要です。

こうしたことから、第2次計画では、引き続き、ちばの多様な伝統文化を知る機会を提供するとともに、伝統文化を取り巻く関係者等と連携し、地域の伝統文化の保存・継承・活用を図っていく必要があります。

【施策の柱3】

新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

県内には、固有の歴史・文化に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で得られた新たな文化資源や、広い野外空間や自然などの貴重な資源が数多く存在しており、これらを活用し、他分野と連携していくことによって文化芸術が社会の様々な場面で輝けるよう、多様な関係者とのネットワークの構築に取り組むとともに、観光等の他分野と連携し文化資源の活用と地域の活性化に努めるほか、文化施設等の多様な活用にも取り組みました。

成果指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合 (いずれもオンラインでの取組を含む)	70.0%	—	40.7%	42.6%

※計画の進捗状況調査の結果による。

観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合は、令和4年度から2.6ポイント増加しましたが、目標の6割程度となっています。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベントや国際交流等が再開されるようになったことや、県内市町村で千葉県誕生150周年記念事業の補助金を活用した地域の歴史や文化に着目したイベントや祭りなどが開催されたこと等により、増加につながったものと考えられます。

一方で、目標まで届かない理由として、計画の進捗状況調査において各市町村に実施していない理由を尋ねたところ、事業を企画実施する職員やノウハウが不足していることや、予算の確保が難しいことが挙げられました。

また、各市町村が行っている取組で他分野と連携したものがあっても、それを連携した事業であると認識していない事例もありました。

地方公共団体が、その地域の文化資源を活用し、文化芸術団体や、教育機関、民間事業者やNPO等の関係者等と相互に連携を図り支援していくことで、より一層の文化芸術活動の活性化や地域の活性化につながることから、多様な関係者との情報交換や連携に引き続き取り組むことが重要です。

第2次計画においては、引き続き文化芸術のネットワークの構築に取り組むほか、地域の好事例の共有や地域間の交流・連携を促進するなどの横展開に取り組み、観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化を図る必要があります。

【施策の柱4】

次代を担う子どもや若者³がちばの文化芸術に触れる機会づくり

次代を担う子どもや若者の感性を育み、新たな文化芸術の担い手を育て、文化芸術活動を促進させるため、学校における文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会の提供や、県内の文化財を活用した出張体験等、文化芸術や郷土の歴史等に触れる機会の充実に努めるとともに、若者による文化芸術活動への支援や自己表現できる機会の提供を行いました。

成果指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
県及び市町村における、子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数（子ども・若者の人数に限る） （オンラインでの取組含む）	増加を目指す※	—	86,260人	108,677人

※計画の進捗状況調査の結果による。

※計画初年度である令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指す。

子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数は令和4年度実績より増加しました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、イベント等が再開され、人々が外出するようになったことや、環境の変化によりオンライン等で気軽に鑑賞・活動できる機会が定着してきたこと、文化芸術のミライ応援補助金、「ROCK IN JAPAN FESTIVAL」関連事業などの若者を対象とした様々な事業を実施しており、こうした取組が増加した要因と考えられます。

一方で、県民意識調査において、県が積極的に取り組むべき分野は「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」が4割台半ばと最も多く挙げられたことや、文化芸術団体への調査においても、団体が今後担っていきたい役割は「子どもたちへの文化芸術の普及、教育」が約7割と最も高いことなどから、引き続き機会の充実に努めるとともに、文化芸術団体等とより一層協力しながら体験機会の提供等を行っていく必要があります。

第2次計画においては、引き続き次代を担う子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、近年、様々なイベントが県内で開催されるようになり、県民が親しむ機会が身近になってきたことを踏まえ、こうした機会を活用しながら、新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者への取組を推進していきます。

³ 子ども・若者：0歳～おおむね30歳未満。施策によっては40歳未満までの者。（こども大綱（内閣府、令和5年12月）において定義）

【施策の柱5】

ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

本県の自然環境や都市機能を生かした魅力的なイベントや、史跡や文化遺産などの多様で豊富な文化資源を強みとして生かし、「ちば文化」のブランド化や認知度向上、県民の誇りの醸成につなげるため、本県ならではの自然と一体感を感じることのできる事業の実施や文化資源の活用、情報発信に取り組むとともに、最新のテクノロジーを活用した創作活動の促進などによる新たな「ちば文化」の創造に努めました。

成果指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う県民の割合※	50.0%	—	19.7%	22.1%

※県政世論調査の結果による。

文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う県民の割合は令和4年度より2.4ポイント増加しましたが、目標の半分程度となっています。

千葉県誕生150周年記念事業において、県内市町村の多くで地域の歴史や文化に着目したイベントや祭り、ワークショップなどが開催されるとともに、広域での連携による芸術祭等が実施されたことにより、増加につながったものと考えられます。

一方で、県民意識調査において「文化芸術活動を行う際に課題とを感じる点」について「練習・制作のための場所が少ない・遠い」、「活動に必要な費用が高額」、「新規加入者が少ない」、「発表の場が少ない・遠い」等の回答があり、目標まで届かない理由の一因であると考えられます。

第2次計画では県民が文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると感じられるよう、各事業の実施や情報提供、県内文化施設の機能充実を図るなど、取組を続けていく必要があります。

前「千葉県文化芸術推進基本計画」の進捗（一覧）

指標	目標	策定時	実績	
	(6年度)	(3年度)	(4年度)	(5年度)
基本指標				
この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合 (オンラインでの鑑賞を含む)	75.0%	71.8%	74.0%	76.7%
この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をしたことがある県民の割合（オンラインでの活動を含む） （「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む）	50.0%	—	24.3%	28.0%
成果指標				
施策の柱1 あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり				
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術を鑑賞した人数 (オンラインの視聴者数を含む)	増加を目指す※	—	2,789,759人	4,219,460人
県の主催事業や、県内公立文化会館（自主事業に限る）、美術館・博物館において、文化芸術活動を行った人数 (発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等) (オンラインの活動を含む)	増加を目指す※	—	496,153人	575,757人
施策の柱2 ちばの多様な伝統文化が輝き続ける地域づくり				
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化事業の鑑賞者数（オンラインでの視聴を含む）	増加を目指す※	—	414,913人	574,197人
県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化体験事業の参加者数（オンラインでの体験行事を含む）	増加を目指す※	—	43,045人	71,323人
施策の柱3 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり				
観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合 (いずれもオンラインでの取組を含む)	70.0%	—	40.7%	42.6%
施策の柱4 次代を担う子どもや若者がちばの文化芸術に触れる機会づくり				
県及び市町村における、子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数（子ども・若者の人数に限る）（オンラインでの取組を含む）	増加を目指す※	—	86,260人	108,677人
施策の柱5 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信				
文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う県民の割合	50.0%	—	19.7%	22.1%

※令和4年度に実施する調査の実績値からの増加を目指す。

3 各種調査の結果（抜粋）

県民や文化芸術団体等を対象とした調査の結果は次のとおりでした。なお、これらのデータは、「第2章 2 本県における状況」及び新たな計画策定に向けた検討において参考としました。

（1）県民を対象とした調査

ア 令和5年度第65回「県政に関する世論調査」（抜粋）

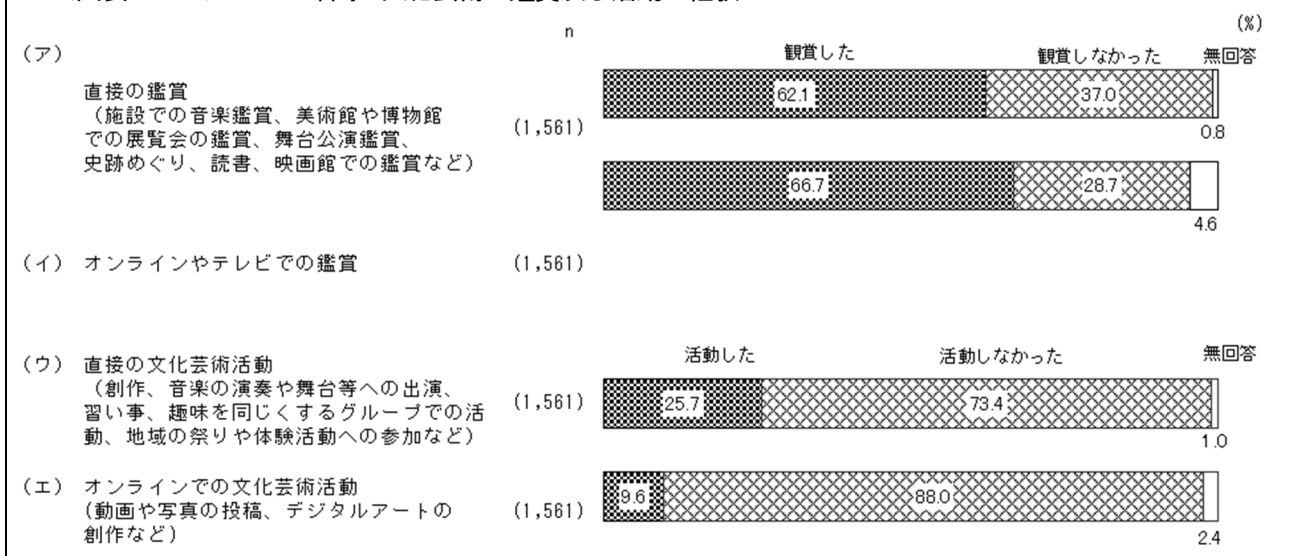
①この1年間の文化芸術の鑑賞及び活動の経験

この1年間の文化芸術の鑑賞及び活動の経験については、鑑賞は「(イ) オンラインやテレビでの鑑賞」(66.7%)が6割台半ば、「(ア) 直接の鑑賞」(62.1%)が6割を超えており、(ア)か(イ)いずれか、又はその両方を通じて鑑賞した県民の割合は76.7%となりました。活動については「(ウ) 直接の文化芸術活動」(25.7%)が2割台半ば、「(エ) オンラインでの文化芸術活動」(9.6%)が約1割となっており（図表1-33）、(ウ)か(エ)いずれか、又はその両方を通じて活動した県民の割合は28.0%となりました。

問15 あなたは、この1年間に、文化芸術*を鑑賞しましたか。また、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動をしましたか。（〇はそれぞれ1つつ）

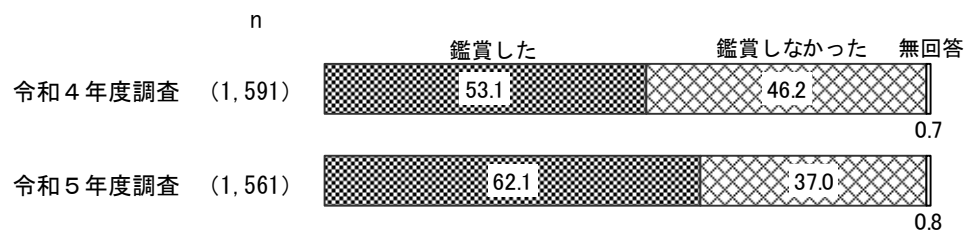
※ 「文化芸術」とは、映画（アニメ含む）、音楽（全てのジャンル）、美術（写真・デジタルアート含む）、文芸（マンガ含む）、ダンス、茶道・華道・書道、歌舞伎、地域に伝わる祭り、文化財などを指します。

＜図表1-33＞この1年間の文化芸術の鑑賞及び活動の経験

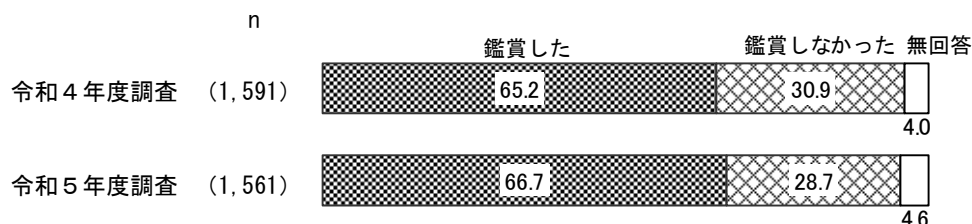


[参考]令和4年度の同様の項目による調査結果との比較(単位:%)

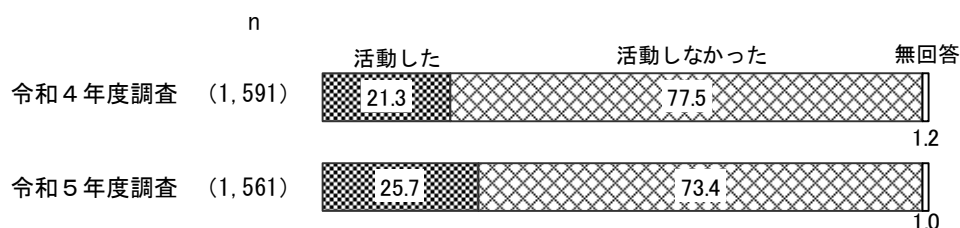
(ア) 直接の鑑賞(施設での音楽鑑賞、美術館や博物館での展覧会の鑑賞、舞台公演鑑賞、史跡めぐり、読書、映画館での鑑賞など)



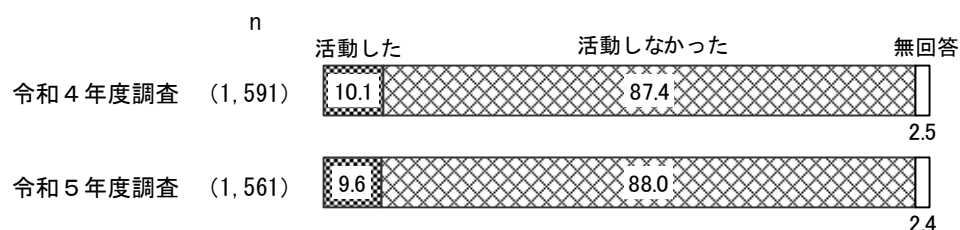
(イ) オンラインやテレビでの鑑賞



(ウ) 直接の文化芸術活動（創作、音楽の演奏や舞台等への出演、習い事、趣味を同じくするグループでの活動、地域の祭りや体験活動への参加など）



(エ) オンラインでの文化芸術活動（動画や写真の投稿、デジタルアートの創作など）



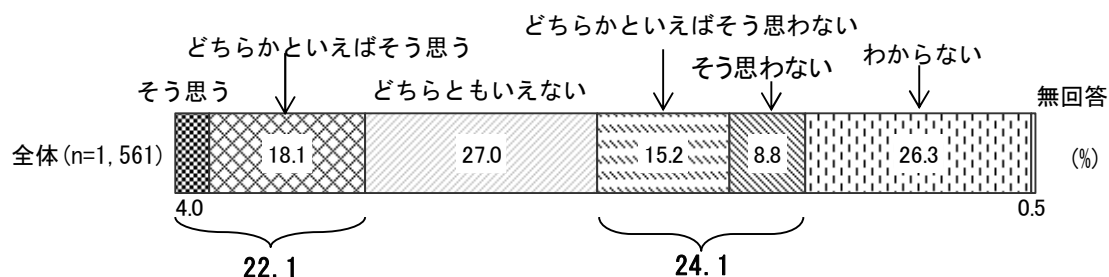
②文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思う環境の整備状況

また、千葉県において、文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思うか聞いたところ、「そう思う」(4.0%)と「どちらかといえばそう思う」(18.1%)を合わせた『そう思う(計)』(22.1%)が2割を超えました。

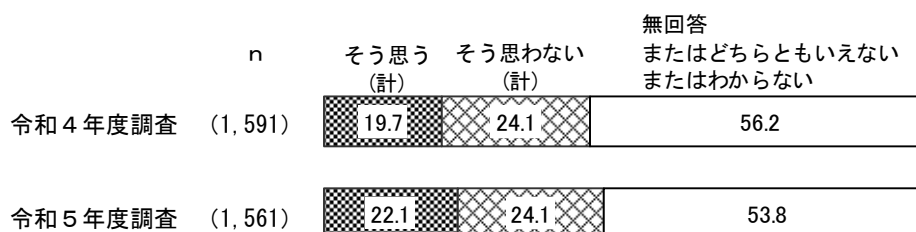
一方、「どちらかといえばそう思わない」(15.2%)と「そう思わない」(8.8%)を合わせた『そう思わない(計)』(24.1%)が2割台半ば、「どちらともいえない」(27.0%)が約3割となっています。(図表1-39)

問16 あなたは、千葉県において、文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境が整っていると思いますか。(○は1つ)

<図表1-39>文化芸術に触れ、自ら取り組むことができる環境の整備状況



〔参考〕 令和4年度の同様の項目による調査結果との比較（単位：％）



イ 「文化芸術への意識に関するアンケート」（抜粋） 令和6年7月実施

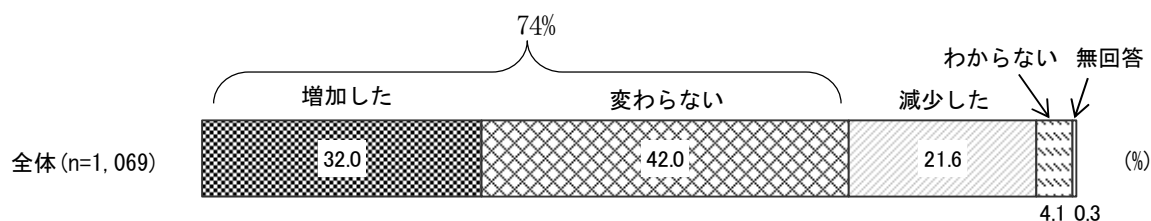
①新型コロナウイルス感染症の流行以前と以後での鑑賞頻度の変化

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した 1,069 人を対象に、令和2年4月の緊急事態宣言発令以前と比べた頻度を聞いたところ、「増加した」(32%)と「変わらない」(42%)をあわせると7割台半ば(74%)、「減少した」(21.6%)は約2割となりました。

【問1で「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した方に】

問5 問4で回答した頻度は、2020年4月以前（新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言の以前）と比較して、増加したと思いますか、減少したと思いますか。（○は1つ）

＜図表1-12＞コロナ禍前と比べた鑑賞頻度の増減



②新型コロナウイルス感染症の流行以前と比べた鑑賞についての変化（自由記述）

「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した 1,069 人を対象に、令和2年4月の緊急事態宣言発令以前と比べた鑑賞についての変化を聞いたところ、「自宅での鑑賞が増えた」が187件で最も多く、以下「人混みは避けるようになった」(68件)、「インターネットや、動画配信で鑑賞することが増えた」(63件)、「鑑賞したい／行ける時に行きたいという気持ちになった」(37件)となりました。

【問1で「昨年度、文化芸術を鑑賞した」と回答した方に】

問6 2020年4月以前（新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言の以前）と比べて、文化芸術を鑑賞することに対して何か変化はありましたか。（例えば「自宅での鑑賞が増えた」、「鑑賞に対する気持ちが変わった」など）どのようなことでも結構ですので、ご自由にお書きください。

＜図表1-14＞コロナ禍前と比べた鑑賞についての変化（自由記述） ※上位10位まで抜粋

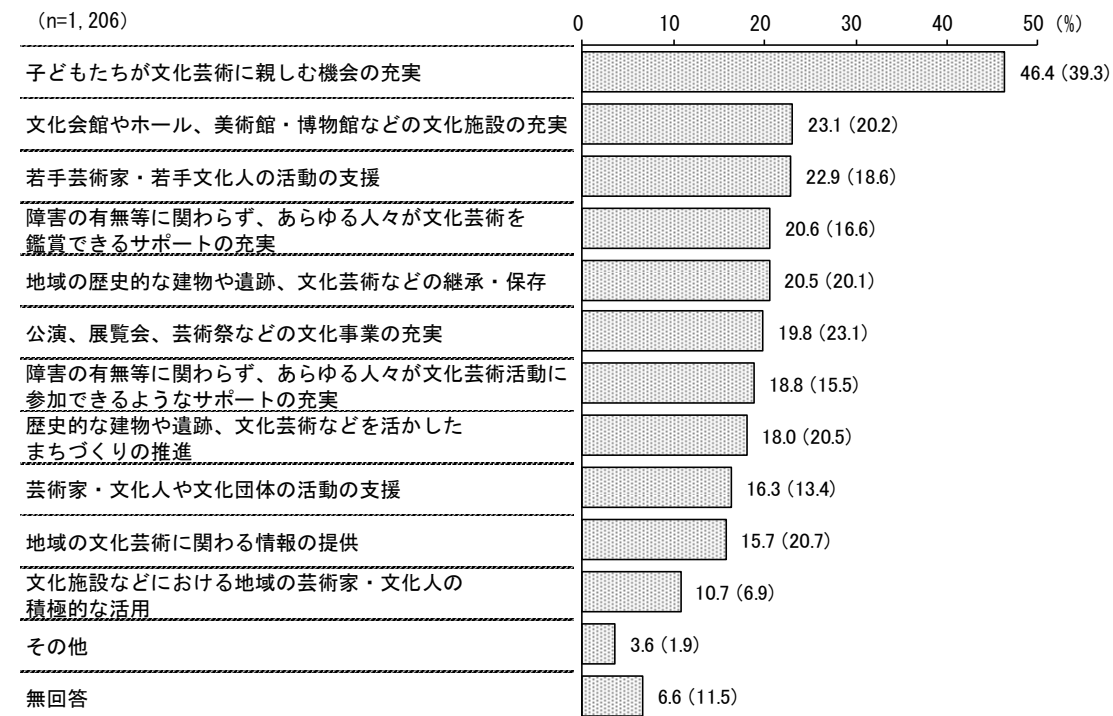
順位	内容	件数
第1位	自宅での鑑賞が増えた	187
第2位	人混みは避けるようになった	68
第3位	インターネットや、動画配信で鑑賞することが増えた	63
第4位	鑑賞したい／行ける時に行きたいという気持ちになった	37
第5位	外出して鑑賞することが少なくなった	34
〃	鑑賞に出かける頻度が増えた	34
第7位	感染予防の意識が強くなった	30
〃	外出しなくなった	30
第9位	外出の機会が増えた	29
第10位	直接鑑賞できることのありがたさを知った	28

③県が積極的に取り組むべき分野

本県の文化芸術を振興するために県が積極的に取り組むべき分野を聞いたところ、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(46.4%)が4割半ばで最も高く、以下「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(23.1%)、「若手芸術家・若手文化人の活動の支援」(22.9%)、「障害の有無等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞できるサポートの充実」(20.6%)となりました。

問 29 千葉県文化芸術を振興するために、県が積極的に取り組むべき分野はどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

＜図表 6－1＞県が積極的に取り組むべき分野



注) () の数字は令和元年度の同様の項目による調査結果 n=1,052

※「障害の有無等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞できるサポートの充実」は、令和元年度では「障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞できるサポートの充実」

※「障害の有無等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術活動に参加できるようなサポートの充実」は、令和元年度では「障害の有無に関わらず、文化芸術活動に参加できるようなサポートの充実」

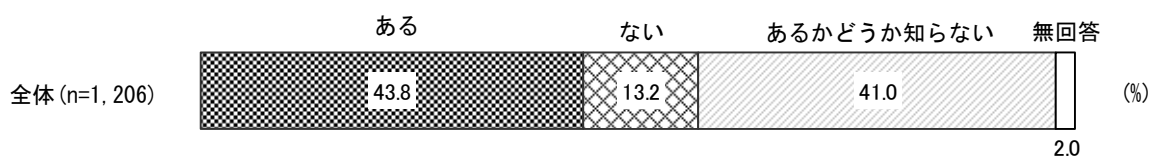
③居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

お住まいの地域で継承されている伝統芸能があるかを聞いたところ、「ある」(43.8%)が4割台半ば、「あるかどうか知らない」(41%)が4割を超えました。

また、「お住まいの地域で継承されている伝統芸能がある」と回答した528人を対象に、担い手として参加の有無と今後の意向を聞いたところ、「参加していないし、今後参加したいとも思わない」(63.1%)が6割を超え、最も高い結果となりました。その一方で、「参加しているし、今後も続けたいと思う」(10.6%)は1割となりました。

問20 あなたが住んでいる地域では、継承されている祭り、踊り、笛・太鼓の音楽等の伝統芸能がありますか。(○は1つ)

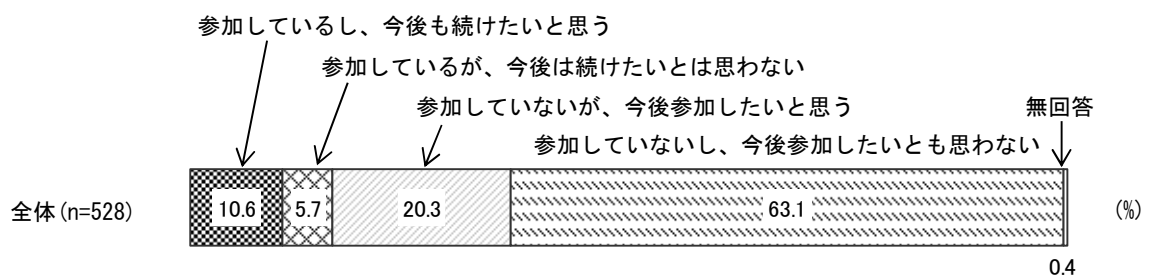
＜図表3－1＞居住地域において継承されている伝統芸能の有無



【問20で「1 ある」とお答えの方に】

問21 あなたは、自分が住んでいる地域の伝統芸能に担い手（出演、みこしの担ぎ手、裏方等）として参加していますか。または参加したいと思いますか。(○は1つ)

＜図表3－3＞居住地域における伝統芸能への参加有無及び今後の意向

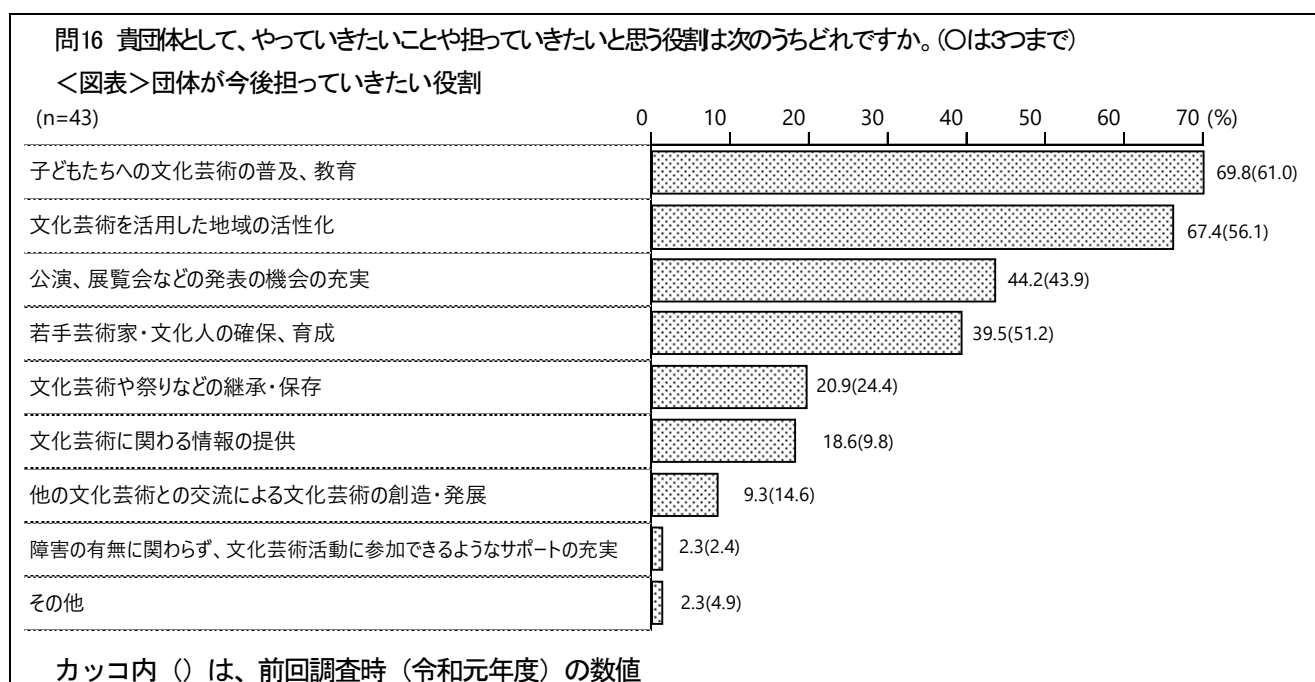


(2) 文化芸術団体を対象とした調査（「令和5年度文化芸術の振興に関するアンケート調査」
（抜粋）令和5年10月実施

千葉県内の文化芸術関連団体（千葉県芸術文化団体協議会加盟団体及び県域で活動する文化芸術団体）を対象とした調査の結果は以下のとおりでした。

ア 団体が今後担っていききたい役割

団体が今後担っていききたい役割を聞いたところ、「子どもたちへの文化芸術の普及、教育」（69.8%）が約7割と最も高く、以下「文化芸術を活用した地域の活性化」（67.4%）、「公演、展覧会などの発表の機会の充実」（44.2%）、「若手芸術家・文化人の確保、育成」（39.5%）となりました。

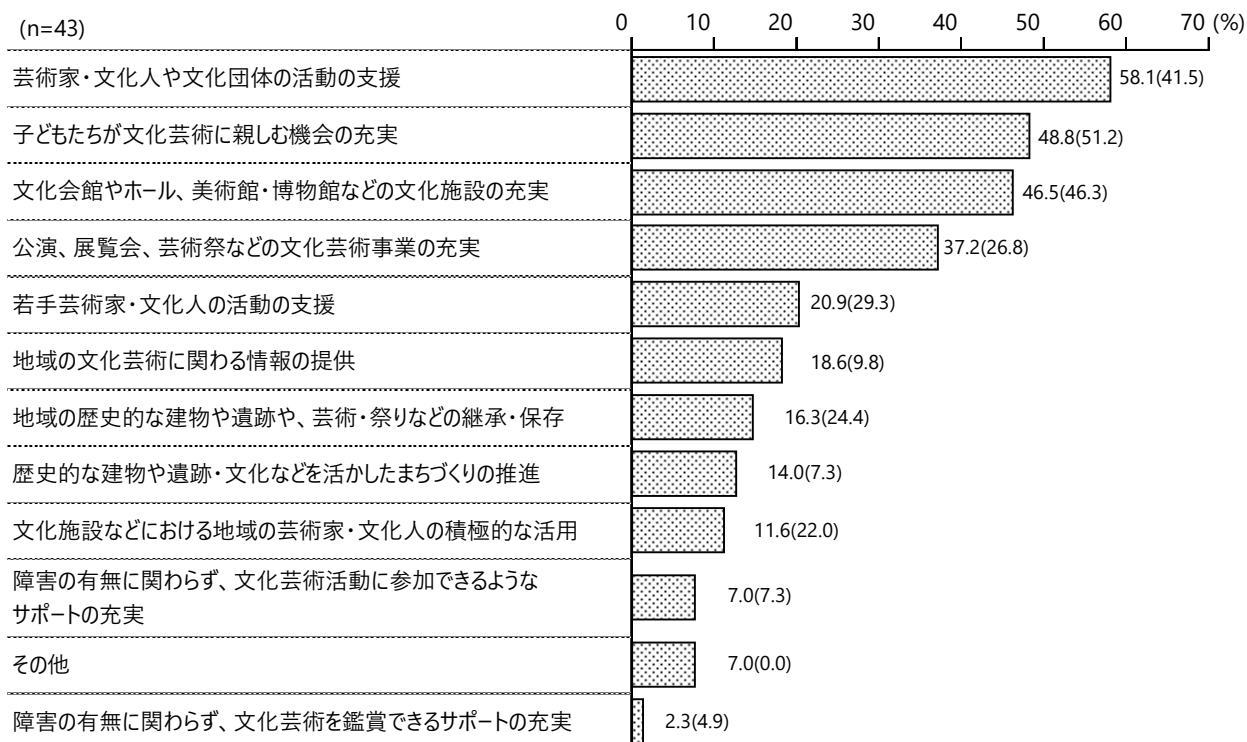


イ 文化芸術振興のために県が担う役割

本県の文化芸術を振興するために県が担う役割を聞いたところ、「芸術家・文化人や文化団体の活動の支援」(58.1%) が約6割と最も高く、以下「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(48.8%)、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(46.5%)、となりました。

問 21 千葉県文化芸術を振興するために、県が担う役割はどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

<図表>振興のために県が担う役割



カッコ内 () は、前回調査時（令和元年度）の数値

（３）障害者福祉事業者等を対象とした調査（「令和５年度障害者文化芸術の振興に関するアンケート調査」（抜粋））令和５年１０月実施

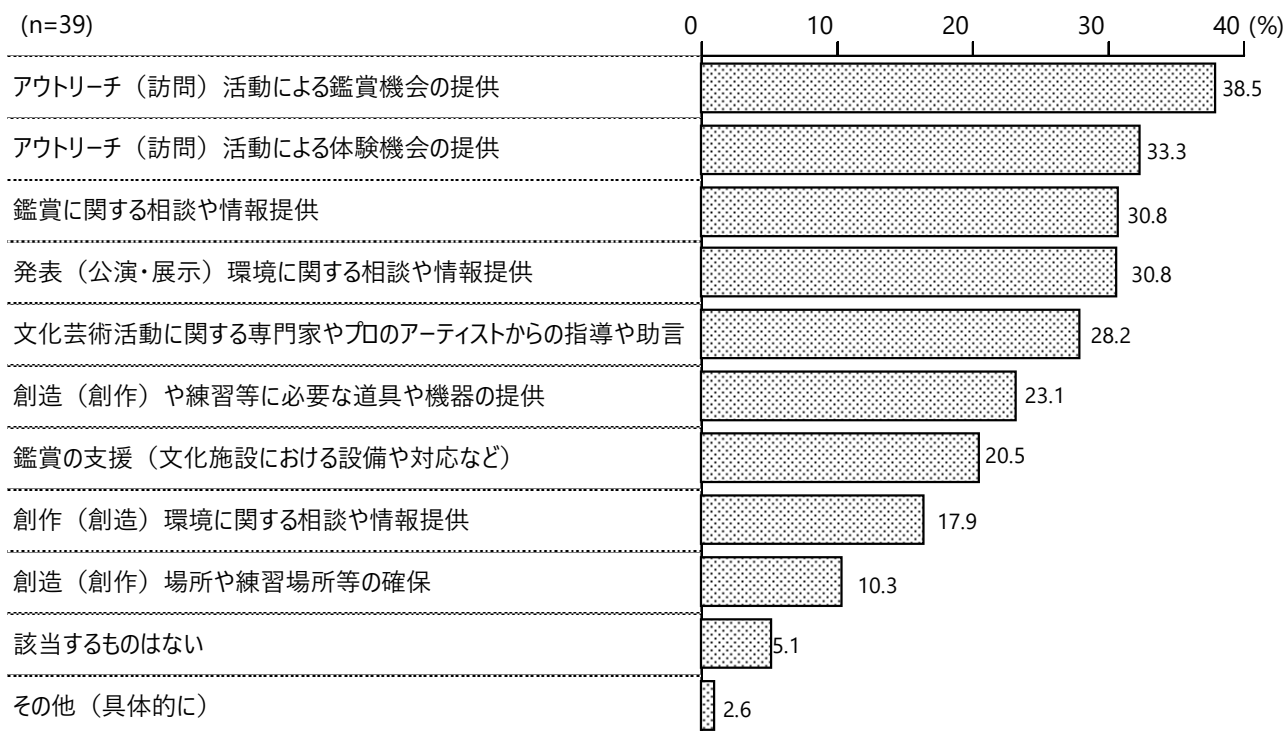
千葉県内の障害者文化芸術関連団体（本県障害者芸術文化活動支援センター等を通じた、県内に所在する障害者福祉事業所等）を対象とした調査の結果は以下のとおりでした。

ア 障害者文化芸術振興のために県に求める支援

千葉県で障害者文化芸術を振興するために、県にどのような支援を求めるかについては、「アウトリーチ（訪問）活動による鑑賞機会の提供」（38.5%）が約４割と最も高くなっており、次いで「アウトリーチ（訪問）活動による体験機会の提供」（33.3%）、「鑑賞に関する相談や情報提供」（30.8%）、「発表（公演・展示）環境に関する相談や情報提供」（30.8%）、となりました。

問 10 千葉県で障害者文化芸術を振興するために、県にどのような支援を求めますか。（○は3つまで）

＜図表＞県への支援要望



4 取り組むべき課題

文化芸術を取り巻く現状や、前計画の取組及び各種調査の結果を踏まえ、本県として主に次のような課題があります。

- 文化芸術に触れ、自ら取り組む場や機会の不足
- 文化芸術は身近なものではないという印象
- 文化芸術活動の担い手や、それを支える人材やノウハウの不足
- ポストコロナへの対応（生活環境の変化への対応）
- 多種多様な文化芸術の尊重
- こどもたちが文化芸術に親しむ機会の充実
- 地域の伝統文化への関心の低下
- 千葉県誕生 150 周年記念事業の取組の継承と文化芸術による地域の活性化

第3章 施策の方向性

1 目指す姿

誰もが文化芸術に親しめる千葉

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものであり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

本計画では、文化芸術活動の振興はもとより、文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業分野等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを目指します。

2 基本指標

本計画全体の達成度を計るための基本指標及び目標を次のとおりとします。

指標名	現状 (令和5年度)	目標 (令和13年度)
この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合 (オンラインでの鑑賞を含む)	76.7%	90.0%
この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をした 県民の割合 (オンラインでの活動を含む) (「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、 趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む)	28.0%	50.0%

※県政世論調査の結果による。

3 本計画を推進するための「3つの視点」

「誰もが文化芸術に親しめる千葉」を実現するため、次の3つの視点でそれぞれの施策や事業の実施に取り組みます。

視点1 ちばの文化芸術を担う「人づくり」

こどもや若者をはじめとする県民が広く文化芸術に親しみ本県の文化芸術に対する誇りと愛着を育み、また、本県で育まれてきた文化芸術を次代に受け継ぎ発展させていくため、豊かな感性や想像力を備えた人づくりに取り組みます。

さらに、国内外で活躍する県ゆかりのアーティストを輩出するため、才能豊かな人材の発掘や支援に取り組みます。

視点2 ちばの文化芸術に親しむ「環境づくり」

こどもや若者をはじめとする県民の誰もが文化芸術に親しみ、文化芸術に出会い、参加し、楽しみながら自己表現する機会を充実させるとともに、障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが生涯にわたって文化芸術を享受できる環境づくりに取り組みます。

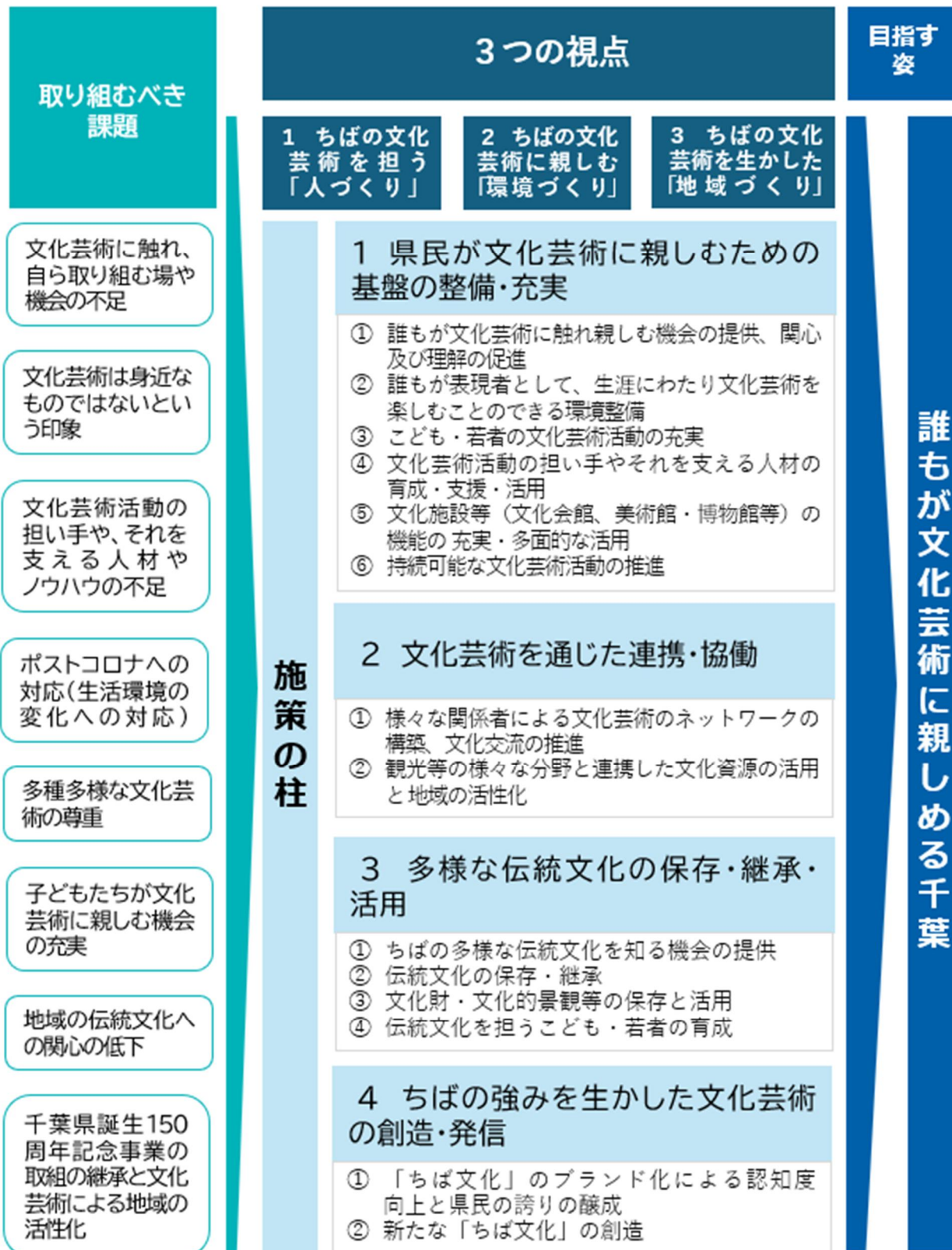
視点3 ちばの文化芸術を生かした「地域づくり」

県民による様々な文化芸術活動やちばの多様な文化資源を生かし、観光・まちづくりなどの他分野と連携することで新たな文化芸術の価値を創造することや、本県の文化芸術の魅力を県内外に発信する等、文化芸術を生かした地域づくりに取り組みます。

また、地域の好事例の共有や地域間の交流・連携を促進するなど、横展開に取り組みます。

4 施策体系図

本計画では、目指す姿を実現するため、3つの視点を踏まえ、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの施策の柱とし、その柱に基づいて各施策を展開します。



第4章 施策の内容

施策の柱 1

県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実

身近な日常の中にある文化芸術にもスポットを当て、誰もが文化芸術の鑑賞や自己表現を行いやすくするための基盤を整備します。

文化芸術は人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであり、多くの人が文化芸術に触れ、活動が盛んになることにより、多様性を受け入れることができる心豊かな社会が形成されることが期待されます。

文化芸術は伝統的なものや歴史的な評価を受けているものだけでなく、時代の中で生まれた新しいものまで多種多様です。こうした身近な日常の中にある文化芸術にもスポットを当て、気づきを促し、誰もが文化芸術に親しむことができる素地の醸成を図ります。

また、文化芸術活動を行う県民の自主性や専門性を尊重し、誰もが表現者として生涯にわたって文化芸術を実践し鑑賞できるよう、機会の提供、理解の促進、人材の育成等の支援を行うとともに、文化施設等の機能の充実を図ります。

さらに、環境負荷の低減を意識した活動を推進するとともに、持続的に活動を続けていくための多様な財源確保方策の周知を行います。

これらの取組を通じて、誰もが文化芸術の鑑賞や自己表現を行いやすくするための基盤を整備します。

(1) 成果指標

指標	現状	目標
	(令和5年度)	(13年度)
県内公立文化会館、美術館・博物館及び県の主催事業で文化芸術を鑑賞した人数 ^{※1} (オンラインでの鑑賞を含む) (文化会館は自主事業に限る)	4,219,460 人	増加を目指す ^{※2}
県内公立文化会館、美術館・博物館及び県の主催事業で文化芸術活動をした人数 ^{※1} (発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等 (オンラインの活動を含む)) (文化会館は自主事業に限る)	575,757 人	増加を目指す ^{※2}
県及び市町村における、こども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数 ^{※1} (こども・若者の人数に限る) (オンラインでの取組を含む)	108,677 人	増加を目指す ^{※2}
文化芸術に触れ、自ら取り組むための環境が整っていると思う県民の割合 ^{※3}	22.1%	50.0%

※1 計画の進捗状況調査の結果による。

※2 前計画期間中の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間があり、今後の数値目標の設定が困難なため、増加を目指すとする。

※3 県政世論調査の結果による。

(2) 施策の展開と取組内容

施策の展開	取組内容
①誰もが文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進	○ 身近な日常の中にある文化芸術の普及・啓発の実施 ○ 文化施設等における公演や展覧会等の充実 ○ 文化施設等以外での文化芸術に触れる機会の提供 ○ わかりやすい文化芸術情報の提供
②誰もが表現者として、生涯にわたり文化芸術を楽しむことのできる環境整備	○ 誰もが文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供、交流の場づくり ○ 誰もが生涯をとおり、文化芸術を体験・学習する機会の充実 ○ 障害者の文化芸術活動の推進
③こども・若者の文化芸術活動の充実	○ こどもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり ○ 学校教育における文化芸術活動の充実 ○ こども・若者が文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供
④文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用	○ 文化芸術活動の担い手の発掘・育成 ○ 文化芸術を支える人材の確保・育成と活用 ○ 若者による創造的な文化芸術活動への支援
⑤文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実・多面的な活用	○ 文化芸術活動拠点としての利用環境の充実 ○ 文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備 ○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村との交流・連携の強化 ○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進
⑥持続可能な文化芸術活動の推進	○ 文化芸術分野において環境負荷の低減を意識した活動の推進 ○ 文化芸術活動推進にあたっての多様な支援・財源確保方策の周知等

① 誰もが文化芸術に触れ親しむ機会の提供、関心及び理解の促進

障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術に触れ親しむ機会を提供するとともに、県民の文化芸術に対する関心を高め、理解を促進するよう、様々な取組を行います。

○ 身近な日常の中にある文化芸術の普及・啓発の実施（新規）

文化芸術は身近なものではないという印象を持つ方もいるかもしれませんが、伝統的なものや歴史的な評価を受けているものだけでなく、時代の中で生まれた新しいものまで多種多様であり、例えば、映画やアニメ、漫画、ポピュラー音楽など、私たちの身近な日常の中にも存在し、また、地域の祭りで神輿を担ぐことや、旅行等でその土地の様々な生活や文化を体験すること、これらをオンラインで鑑賞したり体験することやSNS等で写真や動画などを投稿することなども文化芸術活動を通じた自己表現です。

この文化芸術の多様性を認め、県民が新たな表現の価値を発見できるよう、文化芸術の普及・啓発に取り組んでいきます。

○ 文化施設等における公演や展覧会等の充実

公立文化会館等での著名なアーティストによる公演、公益財団法人千葉交響楽団等の本県を代表する芸術家が出演する公演、美術館や博物館での魅力ある展覧会等の催しを実施していきます。

なお、実施にあたっては、多様な主体との連携などにより、内容の充実を図るとともに、コロナによる生活環境の変化により対応してきたオンライン配信やデジタルアーカイブ化等を引き続き行い、情報へのアクセスを容易にするとともに、デジタル技術を活用した新しい鑑賞体験を提供するなど、魅力を広く発信します。

○ 文化施設等以外での文化芸術に触れる機会の提供

多様な主体と連携し、商業施設、病院、公園等の文化施設以外の様々な場において、県民が気軽に芸術に触れ親しむことができるよう、公演や展覧会等を実施します。

○ わかりやすい文化芸術情報の提供（新規）

文化芸術に関する情報を誰もが手軽に入手できるよう、県内の文化芸術活動やアーティスト、文化資源等の情報収集を行うとともに多様な媒体を活用したわかりやすい情報の提供に取り組みます。

② 誰もが表現者として、生涯にわたり文化芸術を楽しむことのできる環境整備

障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが表現者として、生涯にわたって文化芸術活動に参加することができる機会の提供や、文化芸術を体験・学習する機会の充実、障害者の文化芸術活動の推進等を行うなどの環境整備を行います。

○ 誰もが文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供、交流の場づくり

県民による文化芸術活動の活性化を図るため、障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術活動に参加し、発表できる機会をつくるとともに、自己表現する人の輪を広げるための交流の場を提供します。

○ 誰もが生涯をとおり、文化芸術を体験・学習する機会の充実（新規）

誰もが生涯を通じて地域の様々な場で身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができるよう、文化芸術を体験できる場の機会の充実に取り組みます。

また、世代を問わず社会人の学び直しの環境を整備し、多様な学習機会の充実に取り組みます。

○ 障害者の文化芸術活動の推進（新規）

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、どのような障害のある人でも生活の中で文化芸術を楽しめる環境の整備を目指し、文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、発表の機会の確保、ネットワークの構築、権利保護の推進、情報収集・発信等に取り組み、障害のある人による文化芸術活動を推進します。

また、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援に取り組みます。

さらに、学校や企業等と連携し、障害のある人となない人との文化芸術等による交流及び共同学習を推進し、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とすることで障害のある人の理解の一層の促進を図ります。

③ こども・若者の文化芸術活動の充実

乳幼児期から文化芸術に触れることは、豊かな感性と郷土への愛着を育むことにつながります。

次の世代を担うこども・若者が、食文化を含め文化芸術や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。

○ こどもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり

こどもたちの豊かな心、感性や創造性を育成するため、公益財団法人千葉交響楽団等を活用した鑑賞や体験事業、美術館・博物館による講座・ワークショップ等を通じて、食文化を含め文化芸術や郷土の歴史・伝統などに親しむ機会を提供します。

○ 学校教育における文化芸術活動の充実

県内では児童生徒による部活動が盛んに行われていることから、芸術家や文化芸術団体等と協力して児童生徒が指導を受ける機会を提供するとともに、休日の部活動の地域展開に向け、各地域において、学校と地域が連携しながら、当該地域の課題やニーズに応じた多面的な支援を行います。

また、芸術教科や専門学校に設置されているデザイン関係の教科などに係る授業を通じ、こども・若者の文化芸術に関する知識や技能を培います。さらに、学校図書館の蔵書を充実させるなど、学校での読書活動を一層進めます。

○ こども・若者が文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会の提供

こども・若者が広く文化芸術に触れ親しみ、楽しみながら自己表現できる機会を充実させるため、自己表現の手段として使われることの多いSNSやインターネットを有効に活用します。また、「千葉県高等学校総合文化祭」や、文化施設や企業等との連携により、こども・若者が出演・出展・体験できる事業などを実施します。さらに、国内外で活躍している千葉県少年少女オーケストラの活動を支援します。

なお、令和11年度に本県で開催が予定されている「第53回全国高等学校総合文化祭」について、高校生の創造活動の向上や全国的、国際的な規模での生徒相互の交流・親睦を深めるため、県内市町村等と連携して各部門大会の開催や広報等に取り組みます。

④ 文化芸術活動の担い手やそれを支える人材の育成・支援・活用

県内の文化芸術活動を活性化するため、文化芸術活動の担い手や企画・運営する人材の育成、活動支援に関する情報発信等を行います。

○ 文化芸術活動の担い手の発掘・育成

地域の文化芸術の発展・活性化に資するため、関係団体等との連携や、海外との交流を

通じ、今後の文化芸術の担い手となる人材を発掘・育成するなどの支援を行います。

また、作者や作品の権利を保護するため、県のホームページ等で著作権に関する情報を提供します。

さらに、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、表彰します。

○ 文化芸術を支える人材の確保・育成と活用

地域の文化芸術活動を活性化するため、関係団体等と連携し、研修会の実施等により、文化芸術活動の企画・運営等を支える人材を育成します。

また、県立文化施設の利用者のニーズや各施設の特性に応じて、専門的知識や情報発信力のある人材を育成・活用し、地域における文化芸術活動を支援します。

さらに、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、表彰します。

あわせて、県内で活動するアーティストや文化に関するボランティアの情報を収集し、ボランティアを必要としている施設や団体へつなぎ、活動の場を提供します。

○ 若者による創造的な文化芸術活動への支援

若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造し地域を活性化させる可能性を秘めています。そのため、ちば文化の新たな担い手となる若者による創造的な文化芸術活動を支援します。

⑤ 文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）の機能の充実・多面的な活用

文化会館や美術館・博物館等の文化施設等は文化芸術活動の拠点であることから、あらゆる県民にとって親しみやすい施設となるよう利用環境を充実させていきます。また、観光資源としての活用や、文化芸術による社会包摂⁴を実現する場としての利用など、地域に開かれた事業展開を支援します。⁵

○ 文化芸術活動拠点としての利用環境の充実

文化会館、美術館・博物館等の文化施設等が、県民の文化芸術活動における自己表現の場として活用されるよう、練習・発表・展示等の利用をサポートしたり、県民参加型の公演、ワークショップ、講座等を実施します。

また、県立学校では、保有するホール等の施設を広く開放することにより、地域に根差した文化芸術活動を支援します。

さらに、図書館や文書館などの社会教育施設等との連携を深め利用者サービスの向上を図ります。

○ 文化施設等における多様な利用者に対応する環境の整備

障害の有無や年齢等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術の鑑賞を楽しみ、また、文化の

⁴ 社会包摂：こども・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく機能。

⁵ 「千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例」第二条に、「県は、県民の福祉の向上と文化の発展に資するため、文化会館を設置する。」としています。

担い手として施設等を利用できるよう、文化施設等における案内表示やピクトグラム⁶などの多言語・障害者対応、無料公衆無線LANの整備等を進めます。

また、文化芸術以外での多様な利用を促し、人々が集い、交流する場となれるような施設運営に努めます。

○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村との交流・連携の強化

文化施設の活用を進めるため、文化施設において、文化芸術の関係者や地域住民との意見交換の場を設ける等により、関係者のニーズを把握します。また、県と市町村や文化施設間の交流・連携を強化し、効果的な施設運営に努めます。

○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進

文化施設等について、観光資源やMICE⁷等のユニークベニユー⁸としての利用や、福祉分野等多くの分野での利用等、多面的な活用を促進します。また、校外学習の受入れや、学校や福祉施設等で行うアウトリーチ事業の実施など、多くの分野と連携した事業に取り組みます。

⑥ 持続可能な文化芸術活動の推進（新規）

文化振興の拠点である文化施設等の整備や物品調達等において環境負荷の低減に努めるとともに、文化芸術の担い手である芸術家等が活動に専念できるよう、県による支援のほか、企業等との連携を促進し、支援に関する情報の提供等を行います。

○ 文化芸術分野において環境負荷の低減を意識した活動の推進（新規）

県民が将来にわたって持続的に文化芸術の鑑賞・活動を行うことができるよう、文化施設等の整備や収蔵品の保存等を行っていく上で、再生可能エネルギーの導入推進や、省エネルギーの推進に取り組むとともに、環境に配慮した調達の推進や施設運営に取り組むなど、文化芸術分野においても環境負荷の低減に努めます。

○ 文化芸術活動推進にあたっての多様な支援・財源確保方策の周知等（新規）

文化芸術の担い手である芸術家や文化芸術団体等に対する県による支援のほか、文化芸術活動を支援する企業等との連携を促進し、活動の場や各種助成制度等の支援に関する情報の提供等を行います。

なお、支援体制については、寄付をめぐる制度の動向等を見極め、より適切で効果的な支援のあり方を検討していきます。

⁶ ピクトグラム(案内用図記号)：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。

⁷ MICE:Meeting(企業等のミーティング)、Incentive(企業等の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の総称。

⁸ ユニークベニユー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

施策の柱 2

文化芸術を通じた連携・協働

文化芸術を通じたネットワークの構築や他分野との連携を行うことで地域の活性化を目指します。

条例において文化芸術の振興にあたっては観光・まちづくり・福祉・教育等、他分野と連携を図ることとしています。令和4年に博物館法が改正されたことで、博物館においても教育や文化の域を超えて、さまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されています。

県内には、固有の歴史・文化に加え、首都圏にありながらも広い野外空間や豊かな自然を有することで新たな文化芸術の価値の創造につながる貴重な資源が数多く存在し、これらを最大限に活用しながら、他分野と連携することにより、文化芸術が、社会の様々な場面で輝く機会を創出できる社会をつくるのが、本県の発展や魅力向上につながっていきます。

そのため、様々な主体によるネットワークの構築に取り組むほか、観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化を図ります。

また、次代を担う子どもや若者をはじめとする県民の文化芸術を通じた交流の推進を図ります。

(1) 成果指標

指標	現状	目標
	(令和5年度)	(13年度)
観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合 (いずれもオンラインでの取組を含む)	42.6%	70.0%

※計画の進捗状況調査の結果による。

(2) 施策の展開と取組内容

施策の展開	取組内容
①様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築、文化交流の推進	○ 文化芸術関係者のネットワークの構築促進と活性化の推進 ○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村との交流・連携の強化【再掲】(柱1⑤) ○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】(柱1⑤) ○ 千葉県誕生150周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用【再掲】(柱4②) ○ 国際交流を通じたネットワークの構築促進と地域活性化 ○ 国際交流における「ちば文化」の活用【再掲】(柱4①) ○ 多様性を尊重した文化芸術交流活動の促進 ○ 障害者の文化芸術活動の推進【再掲】(柱1②)
②観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化	○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進 ○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】(柱1⑤) ○ 文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】(柱3③) ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①) ○ 「千葉の海」の魅力発信【再掲】(柱4②) ○ 首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かした事業展開 ○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造【再掲】(柱4②)

① 様々な関係者による文化芸術のネットワークの構築、文化交流の推進

県、市町村、文化芸術団体、NPO、企業、学校等が交流や連携を強化し、「ちば文化」を重層的に支えるネットワークを構築します。

また、文化が有する多様な価値を生かしたイベント等において、交流を通じて知見や理解を深める機会の提供を行います。

○ 文化芸術関係者のネットワークの構築促進と活性化の推進

文化芸術の推進のため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育機関、民間事業者その他の関係者等と相互に連携を図り、情報交換や意見交換の場を設けるとともに、文化施設における地域の利用者との意見交換の場の開催を促すとともに、多様な関係者による文化芸術活動を推進するため、連携して公演、展示、広報等各種事業を実施します。

特に、包括連携協定を締結した国立歴史民俗博物館をはじめとした県内博物館や県内に立地する企業等と様々な面で協力し、連携した取組を実施し相乗効果を高めていきます。

○ 芸術家・文化人や文化芸術団体、県民、市町村との交流・連携の強化【再掲】(柱1⑤)

○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】(柱1⑤)

○ 千葉県誕生150周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用【再掲】(柱4②)

○ 国際交流を通じたネットワークの構築促進と地域活性化（新規）

海外との持続的な交流を通じて、本県ゆかりのアーティストのネットワーク構築を促進し、知見を深められるよう支援するとともに、市町村、文化芸術団体、企業等とも連携した取組を推進することで、交流によって生まれたネットワークを活用し、地域の文化・芸術の発展と活性化を図ります。

○ 国際交流における「ちば文化」の活用【再掲】（柱4①）

○ 多様性を尊重した文化芸術交流活動の促進（新規）

「文化芸術が有する多様な価値」⁹を生かしたイベント等を行うことで、県民一人ひとりが持つ個性や能力などの多様性が尊重され、年齢や障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがその人らしく活躍できるよう、理解を深める機会の提供を行います。

○ 障害者の文化芸術活動の推進【再掲】（柱1②）

② 観光等の様々な分野と連携した文化資源の活用と地域の活性化

本県の豊かで特色ある歴史・伝統文化・食文化・自然・日本遺産等を、観光地域づくりに活用し、地域の活性化を図ります。また、首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かし、新たな価値を創造します。

○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進

県内の歴史的町並みやアニメ・映画等の舞台となったロケーション、本県独自の海の文化や食文化等の文化資源を活用した観光コンテンツ開発など観光地域づくりを支援するとともに本県の文化的魅力を県内外に発信します。

また、本県の日本遺産等の本県固有の文化資源を、観光振興やまちづくりに活用し、併せてその魅力を国内外に発信していきます。

○ 文化施設等の学校教育や多分野での活用促進【再掲】（柱1⑤）

○ 文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】（柱3③）

○ 「千葉の海」の魅力発信【再掲】（柱4①）

○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】（柱4①）

⁹ 文化芸術が有する多様な価値：国の「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術は国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、本質的及び社会的・経済的価値を有しているとされている。

○ 首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かした事業展開

本県は三方を海に囲まれ、里山や水辺など、豊かな自然に恵まれています。これらの豊かな自然や広い野外空間を有効活用し、観光等の他分野と連携しつつ、自然と一体感を感じながら文化芸術を楽しむことができる音楽イベントや芸術祭、ダンスイベント等、本県ならではの文化芸術の事業を推進していきます。

○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造【再掲】（柱4②）

施策の柱 3

多様な伝統文化の保存・継承・活用

県内各地で守られてきた伝統文化を地域で活用し、未来に継承していくための取組を推進します。

本県には、長い歴史の中で育まれてきた固有の郷土芸能、食文化、伝統技術等、地域の宝とも言える多様な伝統文化が多数ありますが、近年失われつつあります。

県内各地で守られてきたこれらの伝統文化を地域の活性化等で活用し、未来に継承することが県民の郷土への愛着と誇りの醸成につながっていくものと期待されます。

そこで、ちばの多様な伝統文化を知る機会を提供するとともに、伝統文化を取り巻く地域の関係者・関係機関と連携し、地域の伝統文化の保存・継承・活用を図っていきます。

特に、次代を担う子どもや若者が伝統文化に関心を持つきっかけとなるよう、伝統文化に触れる機会の提供に取り組みます。

また、その他の歴史、生業、風土により形成された文化財や地域の歴史的又は文化的景観等についても、保存・活用を進めていきます。

(1) 成果指標

指標	現状	目標
	(令和5年度)	(13年度)
県主催の伝統文化事業の鑑賞者数^{※1} ※県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化事業（オンラインでの鑑賞を含む）	574,197 人	増加を目指す ^{※2}
県主催の伝統文化体験事業の参加者数^{※1} ※県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化体験事業（オンラインでの体験行事を含む）	71,323 人	増加を目指す ^{※2}

※1 計画の進捗状況調査の結果による。

※2 前計画期間中の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間があり、今後の数値目標の設定が困難なため、増加を目指すとする。

(2) 施策の展開と取組内容

施策の展開	取組内容
①ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供	○ 伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供 ○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】(柱2②) ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①) ○ SNS等の活用による情報発信
②伝統文化の保存・継承	○ 伝統文化の保存や後継者育成 ○ 千葉県伝統的工芸品の指定や後継者養成
③文化財・文化的景観等の保存と活用	○ 文化財の保存に配慮した活用の推進 ○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】(柱2②) ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①) ○ 文化財の調査と普及活動の推進 ○ 文化的景観等の保全と活用の推進
④伝統文化を担う子ども・若者の育成	○ 児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供 ○ こどもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり【再掲】(柱1③) ○ 関係団体と連携した今後を担う人材の育成 ○ 学校教育における文化芸術活動の充実【再掲】(柱1③)

① ちばの多様な伝統文化を知る機会の提供

本県の長い歴史の中で育まれてきた固有の郷土芸能、食文化、工芸などの伝統技術等、地域の宝とも言える多様な伝統文化を県民に知ってもらい、興味・関心を持ってもらうため、美術館・博物館や学校等における伝統文化の紹介や体験講座、SNS等のICTを活用した情報発信により、県民が伝統文化を知る機会を提供します。

○ 伝統的な文化や芸能に触れる機会の提供

県民の伝統文化への関心を促すため、県内各地に伝わる郷土芸能を紹介する「房総の郷土芸能」をはじめとした文化会館等での舞台公演や、美術館・博物館、学校、企業等での展示・公開などを実施します。

また、イベント等において発表や体験の場を設けるなど、伝統文化に触れる機会を提供します。

○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】(柱2②)

○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】(柱4①)

○ SNS等の活用による情報発信

若い世代を中心に多くの方に関心をもっていただくため、オンライン配信やデジタルアーカイブ化を行うとともに、SNSやインターネット等を活用した情報発信を行い、次世代へ文化をつなげていくよう努めます。

② 伝統文化の保存・継承

県内各地に伝承される郷土芸能、食文化や伝統技術は、本県の貴重な財産です。伝統文化を取り巻く地域の関係者・関係機関と連携し、伝統文化の保存や後継者の確保を図ります。

○ 伝統文化の保存や後継者育成

無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を行うとともに、関係者や関係団体・機関が交流し、情報交換や意見交換を行う場を設けるなどにより、保存・継承を進めます。

○ 千葉県伝統的工芸品の指定や後継者養成

地域の生活に根差し、受け継がれてきた技術によって製造される工芸品を、「千葉県伝統的工芸品」として指定し、技術を受け継ぐ後継者の養成を行います。

③ 文化財・文化的景観等の保存と活用

県内各地には、歴史、生業、風土により形成された文化財や歴史的又は文化的景観及び伝統的建造物群があり、本県の貴重な財産です。これらを大切に保全することにより、観光振興やまちづくり等への活用が可能となります。文化財の調査、普及、保存に配慮した活用や、文化的景観等の保全と活用を推進します。

○ 文化財の保存に配慮した活用の推進

国及び県指定文化財の計画的な修繕や保存修理、防災対策など、必要な措置を行います。また、個々の文化財の特性や保存方法に配慮しつつ、博物館等での公開や観光資源としての利用等、適切な活用を図ります。

○ 本県固有の歴史・伝統・食文化等と観光の連携促進【再掲】（柱2②）

○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用【再掲】（柱4①）

○ 文化財の調査と普及活動の推進

文化財を保護し、次世代へと継承するために、文化財の調査を行うとともに、調査結果の公表や成果を発表する機会の充実を図り、広く県民に普及させていきます。

また、県内で出土した文化財を用いて作製した学習キットを小学校等に配付するなど、教育における文化財の活用を進めます。

さらに、調査に基づく指定などを進め、文化財所有者を支援します。

○ 文化的景観等の保全と活用の推進

県内各地には魅力ある景観や町並みが多数あり、本県の文化芸術のブランド化や観光振興等にも生かせる可能性を持っていることから、将来に渡り保存していく必要があります。

これらの歴史的又は文化的景観や伝統的建造物群の保存・活用を通して、郷土の自然、歴史、文化等に関する理解を一層深め、歴史や文化を大切に思う心や郷土愛を育むとともに、都市整備分野等との連携により、保全のための普及・啓発にも取り組みます。

④ 伝統文化を担うこども・若者の育成

こども・若者が伝統文化に関心を持つきっかけとなるよう、伝統文化を鑑賞・体験したり、指導を受ける機会を設けます。

○ 児童生徒に対する伝統文化に触れる機会の提供

能や雅楽、三曲など伝統芸能の専門家を学校に派遣し、児童生徒が、専門家の指導のもと、伝統文化の鑑賞や所作の体験、楽器の演奏体験をすることにより、伝統文化に興味・関心を持つ機会を設けます。

○ こどもたちが文化芸術に触れ親しむための環境づくり【再掲】（柱1③）

○ 関係団体と連携した今後を担う人材の育成

伝統芸能や生活文化の専門家を指導者として学校に招き、児童生徒が授業や部活動等で指導を受ける機会を設けます。また、文化施設や県内の文化芸術団体等と連携し、伝統文化の大切さをこども・若者に伝え、次世代への継承につながる取組を実施します。

○ 学校教育における文化芸術活動の充実【再掲】（柱1③）

施策の柱 4

ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信

ちばの強みを生かした「ちば文化」のブランド化を進めるとともに、文化芸術の新たな表現・発信・保存方法として発達してきたテクノロジーの導入や伝統文化等と国内外のコラボレーションなどによる新たな「ちば文化」を創造します。

本県は、三方を海に囲まれ、首都圏にありながら海や里山等の豊かな自然環境に恵まれており、この環境を生かした野外でのイベントが行われています。

また、チバニアン、特別史跡「加曽利貝塚」、ユネスコ無形文化遺産「佐原の山車行事」、万祝等の海に関する文化や発酵文化¹⁰、郷土料理、後世に継承すべき歴史や伝統文化等もあり、多様な魅力的な文化資源が豊富です。

そこで、県民はもとより、成田国際空港や東京湾アクアライン等を利用して国内外から来訪する方にも本県の魅力を感じていただくため、本県ならではの自然と一体感を感じられることのできる事業の実施や、文化資源の活用、千葉県誕生 150 周年記念事業により得られたネットワークの活用を行うとともに、様々な機会を捉えた情報発信等により、ちば固有の歴史・伝統文化等の「ちば文化」のブランド化を進め、「ちば文化」の認知度向上と県民の誇りの醸成につなげます。

また、時代の中で生まれた新しい文化芸術の発信を積極的に行っていくとともに、このような取組を行う人材の育成を図ることや、国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等を推進することにより、新たな「ちば文化」を創造していきます。

(1) 成果指標

指標	現状	目標
	(令和 5 年度)	(13 年度)
千葉県に愛着や誇りを感じる人の割合	—	増加を目指す※

※令和 7 年度の県政世論調査からの増加を目指す。

¹⁰ 発酵文化のうち、日本酒やみりんなどの製造技術が、「伝統的酒造り」として令和 6 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

(2) 施策の展開と取組内容

施策の展開	取組内容
①「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成	○ 「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信 ○ 「千葉の海」の魅力発信 ○ 「発酵文化」の魅力発信 ○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源の活用 ○ 文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】(柱3③) ○ 首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かした事業展開【再掲】(柱2②) ○ 国際交流における「ちば文化」の活用 ○ 国際交流を通じたネットワークの構築促進と地域活性化【再掲】(柱2①) ○ ICTの積極的な活用
②新たな「ちば文化」の創造	○ 新たな文化芸術の発掘・発信 ○ 千葉県誕生 150 周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用 ○ 最新のテクノロジーを取り入れた新たな文化芸術の促進 ○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造

① 「ちば文化」のブランド化による認知度向上と県民の誇りの醸成

半島性など本県の特性が育んだ食文化や伝統文化、芸術など、多様な魅力を「ちば文化」としてブランド化し、認知度向上を図るとともに、県民の愛着や誇りを醸成します。

○ 「県民の日」など様々な機会を利用した「ちば文化」の魅力発信

6月15日の「県民の日」にちなんだ各種行事等の開催や、全国各地で行われている文化活動を全国的規模で発表・交流する場である「国民文化祭」への参加、県ホームページ「ちば文化交流ボックス」等を通じて、県民の郷土への愛着や誇りを高めるとともに、「ちば文化」の魅力を県内外に発信します。

○ 「千葉の海」の魅力発信（新規）

本県の海は、地域ごとに様々な特徴を有するとともに、独自の文化が育まれており、それらの魅力を掘り起こし、美術館や博物館において企画展を行うとともに、「千葉の海ブランドデザイン」の活用促進等を通じて本県の多面的な海の魅力を国内外に広く発信し、千葉の海のブランド価値を高め、地域の活性化につなげます。

○ 「発酵文化」の魅力発信（新規）

本県は、生産量日本一の醤油やみりんをはじめ、日本酒や味噌の生産が盛んであり、バイオテクノロジー分野の企業・研究所が数多く集積するとともに、藍染めを使用した漁師の祝い着「万祝」の発祥の地とされるなど、発酵に関する様々な産業・文化が古くから根付く「発酵県」と言えます。

この千葉県の多様な発酵文化を活かし、市町村や企業・関係団体等と連携を図りながら、その魅力を県内外に広く発信します。

○ 「日本遺産」や「ちば文化資産」など県内文化資源¹¹の活用

観光やまちづくり等の他分野と連携し、県内で認定されている「日本遺産」の活用を促進するほか、歴史的建造物や史跡でのコンサートや展覧会の実施等、文化芸術活動の発表・表現の場として、「ちば文化資産」や県内の文化資源を活用します。

○ 文化的景観等の保存と活用の推進【再掲】（柱3③）

○ 首都圏にありながら豊かな自然に恵まれた本県の地理的強みを生かした事業展開【再掲】（柱2②）

○ 国際交流における「ちば文化」の活用

本県の豊かで特色ある歴史・伝統文化・食文化等を国際交流で紹介・活用するなど「ちば文化」の魅力を世界へ発信します。

○ 国際交流を通じたネットワークの構築促進と地域活性化【再掲】（柱2①）

○ ICTの積極的な活用

若者を中心に、SNSやインターネットを通じ、写真、イラスト、小説などを投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、「ちば文化」の認知度を向上させるためのSNSを用いた情報発信やキャンペーンを積極的に進めます。

また、県民の財産である美術館や博物館の資料等の情報について、デジタルアーカイブ化し、オンライン上で公開することで情報へのアクセスを容易にし、魅力を広く発信します。

② 新たな「ちば文化」の創造

SNS等のICTの発達により、文化芸術の創造や発信の手段が多様化しています。最新のテクノロジーや国内外との交流を取り入れた文化芸術活動を支援することで、新しい「ちば文化」の創造と国内外への発信につなげます。

○ 新たな文化芸術の発掘・発信（新規）

より多くの人たちが自己表現を楽しみ、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくため、時代の流れの中で生まれた新しい文化芸術についても積極的に振興し、その活動を発掘・発信していきます。

○ 千葉県誕生 150 周年記念事業により得られた新たな文化資源やネットワークの活用（新規）

千葉県誕生 150 周年記念事業では、県内全域で本県ならではの新しい芸術祭や、地域の観光資源や文化資源を活用した様々な行事を展開しました。

記念事業を通じて再認識された千葉の魅力や、この中で生まれた文化資源や豊かな自然環境などを生かした取組、多様な主体によるパートナーシップ、市町村の広域的な連携による取組等を財産とし、本県の文化芸術振興に生かしていきます。

¹¹ 県内の文化資源として、このほか「ちば遺産 100 選」及び「ちば文化的景観」（ともに平成 20 年度）等があります。

○ 最新のテクノロジーを取り入れた新たな創作活動の促進

動画配信、ドローン、VR¹²やAR¹³などの最新技術の動向に注目するとともに、それらを取り入れた新たな創作や展示等の文化芸術活動を促進します。

○ 古くから守り伝えられてきた伝統文化及び地域固有の文化と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等による新たな文化の創造

地域の文化資源とアート、邦楽とダンス、書道と音楽等、伝統芸能と国内外の他の文化芸術分野とのコラボレーション等を通じて、分野の垣根を越えた新たな文化芸術の創造を進めます。

¹² VR：Virtual Reality、仮想現実

¹³ AR：Augmented Reality、拡張現実

第5章 推進体制・進行管理

1 関係機関等との連携

「誰もが文化芸術に親しめる千葉」（目指す姿）を達成するためには、国・県・市町村、文化施設、文化芸術団体といった、文化振興を主目的とする関係者だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の広範な分野との連携が不可欠です。

このため、県では、県民をはじめ上記など多様な関係者との連携や交流を強化し、各種施策等を実施します。

本県の文化芸術活動の推進、「ちば文化」の創造と発信のために、主な関係者に期待される役割は次のように考えることができます。

（１）県民等

「ちば文化」を創造し、推進していく主役は県民です。県民一人ひとりが、文化芸術活動を楽しむとともに、地域における文化芸術活動に参加することにより、県民生活がより心豊かに活力に溢れたものとなり、「ちば文化」がますます発展していくことが期待されます。

また、本県の文化に関心を持つ県外の方々についても、祭りやイベント、クラウドファンディングやふるさと納税等を通じ、多様な形で地域と関わる関係人口¹⁴となっていくことが期待されます。

（２）芸術家、文化芸術団体等

芸術家には、文化芸術の担い手としての役割が期待されます。公益財団法人千葉交響楽団、文化芸術団体やNPOなど、県内各地の文化芸術団体は、文化芸術活動を実践する者として、地域の様々な団体と交流し、地域における文化芸術を担っていくことが期待されます。

（３）文化芸術振興に関連する法人、団体等

公益財団法人千葉県文化振興財団など文化振興を目的として設立された法人やNPO等は、各種文化事業の企画や文化活動への支援、文化芸術の発信拠点としての文化施設の管理運営業務などを通して、文化芸術の振興を図っており、専門性・継続性を生かし、地域の特性に合った活動が期待されます。

（４）文化施設等（文化会館、美術館・博物館等）

文化施設等は、多様な文化芸術の提供や創造・情報発信の拠点として、関係機関のネットワーク構築、人材育成等の役割が期待されます。

また、文化芸術以外でも多様な利用を促し、人々が集い、交流する場となることや、地域の拠点としての役割も期待されます。

¹⁴ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のことを指す（総務省・関係人口ポータルサイト）

（５）学校

小・中学校や高等学校等の学校は、こどもたちが学ぶ場であるとともに、こどもたちが文化芸術に接することで人生をより豊かにするきっかけを与える場でもあります。また、本県の文化芸術活動の裾野を拡大する上で、文化芸術活動の担い手を育成する重要な役割を果たしています。

（６）大学

大学は、教育機関であると同時に研究機関として、多くの人材や研究成果、施設を有しています。文化芸術活動の主導的な役割を担うほか、地域の文化振興についての助言・提案や情報提供等を行うなどの役割が期待されます。

（７）企業等

企業や団体、ＮＰＯ等は、地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源の活用等を通じて地域の活性化に貢献していくことが期待されます。

（８）市町村

市町村は、住民の身近に位置する基礎的な自治体として、それぞれの地域の特性を生かし、域内の文化芸術団体や学校、県、他の市町村とも連携を取りながら、地域とともに地域の文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待されます。

（９）県

県は、「文化芸術基本法」等の関係法令、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」、県の総合計画及び本計画に基づき、文化以外の分野を所管する県の行政機構、様々な関係者と連携しながら、本県の文化に関心を持つ人々の協力や支援も得られるよう努めつつ、本県の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的に推進します。

2 計画の進捗状況の評価等

本計画の進捗管理については、基本目標及び施策の柱ごとに、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。

毎年度、指標の達成度等を分析し評価するほか、関連事業の実施状況を把握し、有識者会議等の第三者の視点からの意見を聴いた上で、それらの結果を公表します。

また、中間年度には国内外の情勢の変化等を踏まえて評価を行うこととし、有識者会議等の第三者の視点からの意見を聴いた上で、結果を公表します。

これらの結果を施策の改善等に生かしていきます。

さらに、県内の文化芸術活動の状況について定期的・継続的に調査し把握します。

3 計画における指標について

【基本指標】

指標	現状	目標
	(令和5年度)	(13年度)
目指す姿 誰もが文化芸術に親しめる千葉		
この1年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合 (オンラインでの鑑賞を含む)	76.7%	90.0%
この1年間に、鑑賞を除く文化芸術活動をした県民の割合 (オンラインでの活動を含む) 〔「文化芸術活動」とは、創作や出演、習い事、祭りや体験活動、趣味を同じくするグループでの活動への参加を含む〕	28.0%	50.0%

【成果指標】

指標	現状	目標
	(令和5年度)	(13年度)
施策の柱1 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実		
県内公立文化会館、美術館・博物館及び県の主催事業で文化芸術を鑑賞した人数 (オンラインでの鑑賞を含む) (文化会館は自主事業に限る)	4,219,460人	増加を目指す※1
県内公立文化会館、美術館・博物館及び県の主催事業で文化芸術活動をした人数 (発表、練習、文化芸術関連の講座への参加等(オンラインの活動を含む)) (文化会館は自主事業に限る)	575,757人	増加を目指す※1
県及び市町村における、子ども・若者を対象とした文化芸術事業の参加者数(子ども・若者の人数に限る)(オンラインでの取組を含む)	108,677人	増加を目指す※1
文化芸術に触れ、自ら取り組むための環境が整っていると思う県民の割合	22.1%	50.0%
施策の柱2 文化芸術を通じた連携・協働		
観光・国際交流・福祉等、文化芸術と他分野が連携する事業に取り組んだ市町村の割合(いずれもオンラインでの取組を含む)	42.6%	70.0%
施策の柱3 多様な伝統文化の保存・継承・活用		
県主催の伝統文化事業の鑑賞者数 ※県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化事業(オンラインでの鑑賞を含む)	574,197人	増加を目指す※1
県主催の伝統文化体験事業の参加者数 ※県、県立文化会館、県立美術館・博物館が主催する文化芸術行事における、伝統文化体験事業(オンラインでの体験行事を含む)	71,323人	増加を目指す※1
施策の柱4 ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信		
千葉県に愛着や誇りを感じる人の割合	—	増加を目指す※2

※1 前計画期間中の実績は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間があり、今後の数値目標の設定が困難なため、増加を目指すとする

※2 令和7年度の県政世論調査からの増加を目指す